

フ恐レたニ其ノ結果ヲ各々認明ノ出動ヲ促シ
會社ノ決定方針

1. 役員兼令用ノ要求条件ハ現在會社ノ状態トシテ
了之ヲ容ル、事能リ也

2. 現役員兼令用ハ以書面看取済直下ニ出動スベシ

3. 大正十五年四月八日正ニ出動セリトモ、一社レテ

ハ社則併テ一条件不項及費入項ニテ大正十五年

三月二十日作併ニ可通各併ニ項通リノ處置ヲ
ルベシ

以上

大正十五年四月三日

株式會社 株式 三六

勞務第七六七號下

大正十五年四月十三日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿

東京 警 備 司 令 官 殿

社會局長官 長岡 隆一郎 殿

憲 兵 司 令 官 殿

東京地方裁判所 檢事正 殿

北海道 京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫

福岡 廣島 岡山 靜岡 埼玉 福島 宮城

岩手 青森 各 廳 府 縣 長 官 殿

15.4.16
第 29 / 号